

(指摘及び改善要望)

監査報告書41頁

1 財団法人西宮市職員自治振興会の概要

(3) 組織の現況

イ 組織

「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(8年9月20日閣議決定)によると「財団法人には、原則として評議員を置き、また、理事及び監事の選任機関並びに当該法人の重要事項の諮問機関として評議員会を置くこと。公益法人は積極的に不特定多数の者の利益を目的とするものでなければならず、特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とするものは公益法人として適当でない。」と、あります。

また、「中間法人法」(13年6月15日公布)が14年4月1日に施行されています。中間法人は営利を目的とする会社と公益を目的とする財団法人などの中間に位置するもので、社員、職員に共通する利益を図ることを目的とする社団です。「中間法人法」への対応を含め、組織内部において検討を行ってください。

(講じた措置)

今後、「中間法人法」について、検討することとともに、財団法人西宮市職員自治振興会の内部においても検討するよう助言いたしました。

(指摘及び改善要望)

監査報告書49頁

4 財政状態

(2) 福祉事業特別会計

ア 貸借対照表

貸倒引当金2,000万円を流動負債に計上していますが、貸倒引当金は評価性引当金であるため、固定資産でマイナス表示するようにしてください。このことにより、流動資産と流動負債の差額が次期繰越収支差額と一致することになります。

(講じた措置)

平成14年度決算では、貸倒引当金は、固定資産でマイナス表示され、流動資産と流動負債の差額が次期繰越収支差額と一致していることを確認しました。

(指摘及び改善要望)

監査報告書51頁

5 補助金の交付

(5) 交付手続

補助事業実績報告書(以下「実績報告書」という。)及びその添付書類のみでは補助金の執行状況がわかりにくいものが見られます。実績報告書は補助金の執行状況と実施した事業の成果とを報告するものです。実績報告書のあり方について検討してください。

(講じた措置)

補助事業実績報告書には、「補助金等の取り扱いに関する規則」第14条第1項に基づき決算書が添付されていますが、より詳しく事業の概要がわかる資料を添付するよう指導しました。

(指摘及び改善要望)

監査報告書51頁

5 補助金の交付

(5) 交付手続

「規則」第14条では実績報告書は事業終了後60日以内に提出することとなっていますが、事業終了後6か月以上経過して提出されているものが見られます。「規則」に従った手続きに留意してください。

(講じた措置)

今後は規則に基づき、事業終了後、速やかに実績報告書を提出するよう指導しました。平成14年度は5月31日付で提出されています。

(指摘及び改善要望)

監査報告書55頁

7 事務処理

(1) 法人の事務処理

「会計規程」第2条は、「振興会の会計は、公益法人会計基準の原則に従い、明瞭かつ正確に記帳整理しなければならない。」、第8条は、「伝票の種類は、収入伝票、支出伝票、および振替伝票とする。」と規定しており、収支の記帳整理は収入、支出、振替伝票で処理することとしていますが、全ての記帳処理は振替伝票のみで行われています。

今後、「会計規程」に沿った適切な処理を行うように努めてください。

(講じた措置)

平成15年度より、ご指摘のとおり会計規程に沿った適切な伝票処理が実施されています。

7 事務処理

(2) 所管課の事務処理

補助金交付対象事業の決定及び補助金額の算定は、全て「条例」第4条及び「施行規則」を根拠として予算措置によって行われています。なお、要綱が定められていないため、補助の目的、対象、積算基準等が明確ではありません。今後、補助金交付要綱の整備に努めてください。

(講じた措置)

今後、平成15年度末を目途に補助金交付要綱の整備に努めてまいります。